

沼津市景観計画の主な変更点について

①. 「沼津市の景観の特徴と課題」の追加 (p.3~16)

現行の計画には、「沼津市の特徴と課題」が記載されていないため、現状の本市の景観について整理し、特徴と課題について追加します。

②. 「景観形成方針」の見直し (p.19~31)

「緑ゆたかな山地・丘陵地等の景観保全」、「うるおいのある水辺地の景観保全・修景」、「美しいまち並み景観の形成」、「快適で魅力のある都市施設景観の形成」という4つの景観形成方針を見直し、「富士山眺望の保全と美しく親しみやすい水辺の景観づくり」、「緑の豊かさや大地の恵みを感じる景観づくり」、「歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり」、「賑わいを感じる市街地の景観づくり」「地域ぐるみで取り組む景観づくり」という5つの景観形成方針に再構成します。

③. 「景観形成重点地区 沼津駅周辺地区」の見直し (p.32~35)

景観形成重点地区である沼津駅周辺地区では、鉄道高架事業を含む沼津駅周辺総合整備事業や中心市街地まちづくり戦略などのまちづくり施策を実施しています。

今後、中心市街地まちづくり戦略の実現に向け、「駅まち環状」エリアを対象としたまちづくり施策を効果的に実施するため、次の2点について見直しを行います。

ア. 区域

「駅まち環状」エリア内において景観形成重点地区である沼津駅周辺地区に指定されていない区域を、沼津駅周辺地区へと追加します。(区域の拡大)

イ. 景観形成の方針

鉄道高架事業を含む沼津駅周辺総合整備事業の推進や、「駅まち環状」エリア内で目指す「まちのデザイン」を示す「都市空間デザインガイドライン」(本年度策定、まちづくり政策課)の策定等に伴い、景観形成重点地区である沼津駅周辺地区の景観形成の方針を見直します。

④. 「眺望景観の保全方針」の追加 (p.54~63)

本市の特徴ある眺望景観について、眺望点、眺望ルートを指定するとともに、保全方針を定めます。

⑤. 「景観重要公共施設の指定の方針」の追加 (p.132~144)

景観重要公共施設の指定の方針を定め、景観重要公共施設を指定します。

⑥. 「景観形成の推進について」の追加 (p.147~151)

市民・事業者・行政が一体となった景観形成の推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、景観まちづくり学習をはじめとする啓発活動や公共事業における景観形成推進体制の整備など、市の取り組みを整理します。